

第6回「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」議事要旨

【日 時】 平成26年1月30日（木） 14：30～17：00

【場 所】 出雲市民会館 3階 301会議室

【出席者】 第6回調整会議出席者名簿のとおり

【傍聴者】 20名

【議事内容】

（1）前回議事内容の確認と前回からの動きについて・・・事務局説明

- ・中国電力による「潮発電所来島貯水池水質保全対策検討会」の実施状況
- ・神戸川再生推進会議への県・市・中国電力の説明会の実施状況

（2）神戸川再生推進会議からの意見発表・意見交換（5名）

○ 林 要一（会長）

①河口閉塞について

神戸川の河口が閉塞しているというのは、皆さんもご承知のとおり。

昭和28年12月の建設省土木研究所の佐藤清一博士の報告では、「馬木堰で10トン以上流さないと河口閉塞が発生する」と言っている。このことについて、県、中電はどういう手立てをしたのか。中電の費用負担はようになっていたか。

【回答】

県： 土木研究所の資料では、毎秒10トンになれば河口閉塞するという事になっており、その対応については、昭和29年7月31日に県と中国電力が締結した協定書により、中国電力の負担金を基金とし、H18年まで県が河口の開削を実施している。平成18年に1級河川となり、国へ管理を移管。

中電： 昭和29年の協定書により費用を負担することとなった。昭和30年12月に県にその費用を納入。その後管理者が県から国に変わったことを受け、平成19年2月に県と覚書を交換し、河口閉塞対策の完了と費用の完納を確認してもらっている。河口閉塞対策については、費用を負担するという考えであり、具体的な調査等を行っておらず、進行状況は把握していない。

②各種データの提供について

これまで提示を求めてきた、中国電力来島ダム管理日誌、流量データ等（来島ダム、菅田観測所、頓原川観測所）を速やかに提出してほしい。

【回答】

中電： 有り得る資料を提供してきているところ。今回、具体的な時期や内容を指摘されたものについては、具体的な中身を確認の上、あらためて対応する。古いデータについては、廃棄されているものもあることは、ご理解いただきたい。

③平成18年の水害の来島ダムの神戸川流量データについて

平成18年水害時、ダムの流入量よりも多く放流され、操作規程に反することが行われている。また、提供を求めている来島ダム地点の自記水位計のデータについて、中国電力からは、廃棄されているとの回答。このデータは、廃棄すべきものではないと思うが、中国電力の考えは。

【回答】

中国電力（以下：中電）： 来島ダムへの流入量と放流量に関しては、手元にデータがないため、後ほど確認し、回答する。また、データとして、正式なものは、ダムの「操作記録表」であり、自記記録は、「操作記録表」のチェックに用いた後、一定期間後に廃棄している。

④来島ダムの放流バルブ操作記録について

58年間の記録を出してもらったが、洪水のあった平成18年7月16～20日の5日間のデータ印字がその前後と違うがその理由は。

【回答】

中電： 中電資料を県に提出し、県から情報提供のあったもの。その過程でコピーの拡大等により生じたものと考えている。原本と照合して確認したところ、それ以外の日にちとの文字と同じデータがあり、改めて提出したところ。

⑤その他

③については、確認して回答ということなので、その回答後に再検討させてもらう。

○ 山本 博稔（神戸川漁協 橋波支部長）

①川底が黒くなっていることについて

志津見ダムからのフラッシュ放流の時に、泥水が出た。志津見ダム直下では、濁り水は全くなく、神戸川がいかに汚れていたのかがわかった。また、これで、いっぴりか川がきれいになるのではないかと期待をしていた。

その後、昨年6月からの来島ダムからの2トン放流が行われ、8月下旬頃から釣り人の話だといい形のアユがとれるようになり、今後はよくなると思っていた。

10月頃までは川の白い石がはっきり見えていたが、橋波では、また、川全体が黒くなってきた。黒い水の原因を徹底的に解明してほしい。

【回答】

国： 黒っぽい水は、定期的に調査しているがなかなか確認できない。1月27日に黒っぽい水の情報をいただき、採水したものについては、調査を行っているので結果が出たら説明に伺いたい。石への付着物については、9月までは定期的に石の変化を詳細に分析していた。速やかに再度調査、分析して報告したい。

②志津見ダムからのフラッシュ放流について

このまま行くとまたアユがとれなくなると心配している。1週間ぐらいフラッシュ放流を連続してできないものか。

神戸川の水を分水している江の川の上流では、広島県に水を送っている。松江の皆さんを助けるために放水路ができ、全て神戸川が犠牲になっている。放水路に500トンの水が流れて河口がひろがって、近年にないサケが遡上した。今の神戸川には水がない。水を戻してほしい。

【回答】

国： フラッシュ放流について、少しは、改善効果があったと認識。漁協からは、もう少し頻度、もしくは流量を増やせないかという要望もあり、現在検討している。4月頃がアユの重要な時期であり、それまでに、地元と調整したい。ただし、ダムの構造上16m³/s以上は流せないことをご理解いただきたい。

○ 中尾 繁（顧問：北海道大学名誉教授）

①分水に対する県、出雲市、国、中電の考え方

流域に降った雨は全てその流域を流れる川に流すべきだということは、現在は、科学的認識として常識。山・川・海の生態系は相互に有機的に繋がっている。分水は、この自然の仕組み・法則に反する。この分水について、国、県、市、中電はそれぞれどう考えているか。

フラッシュ放流など、河川環境について、直近の変化ばかり議論されている。神戸川の生物の多様性（種・生態系）について議論されたか。今の神戸川でおこっている現象面の話ばかりがされるが、いろいろな要因があり、分水はその一つだとは思う。分水をこのまま続けられれば、いつかは影響が出るのは間違い無い。10年、100年先を考える必要がある。かんがい用水だけとか、黒い水のためだけではなく、神戸川の河川生態系を守るために分水はだめだという議論をすべき。

【回答】

県： 河川は地域の財産であり、豊かな自然や生態系を有している。分水で、河川環境が影響を受けることは否定できない。しかし、60年前のダム建設時、30年前の水利権更新時という経緯もある。その間、社会的要請から、河川法改正もあり、河川

環境にも配慮していくこととなった。今回は、分水の可否も含めて調整をしているところ。

生物の多様性に関して、種の減少原因に関しては、生活様式や流域開発など様々なことが考えられる。現在実施している2トン放流の影響について、モニタリングし、しっかり検証していく必要がある。

市長： 中尾先生の主張はよく理解している。他の水系に分水するという形は好ましい話ではないことは十分承知。河川環境の問題等を、今回の様々な議論にも、そういった考えを取り入れて検証するというので、具体的な取組をしているところ。生物の多様性についても、しっかり議論すべき重要なテーマと考える。

国： 中尾先生の主張は十分理解。昨年3月に水利使用許可の更新のタイミングを迎え、中国電力の申請の補正を求めているところで、分水の可否については、答えを控えたい。

更新にあたっては、県が関係自治体等の意見をまとめられると思うが、そうした意見を踏まえて判断する。

生物多様性については、ごもっとも。国の志津見ダムでは、モニタリング委員会を設置し、ダムの生物等への影響について議論し、ことし最終調査を終え、今後もフォローアップ調査を継続的に続けていく考え。

中電： 河川環境の保全は非常に重要と考える。一方、再生可能エネルギーの活用も重要なテーマ。今後、調整会議で、河川環境対策、ダム湖の水質改善対策等について提案し、対策を実行・検証しながら、両立を図るべく、精一杯がんばりたい。

②その他

水力発電がクリーンな再生エネルギーということは、反対する気はない。ただ、そのために神戸川が犠牲になってはいけない。

水利権が既得権だという話になっているが、考え直してもらう必要がある。

江の川の分水は、不特定多数の人の命と財産を守るためにやっていると思う。来島ダムの分水は意味が違い、同一の立場から議論しては非常にまずい。

○ 福間 勉（副会長：出雲市農政会議会長）

①河川法のとらえ方について

今の状況で、潮発電所を建設したら許可されるかどうかについて伺いたい。これまでの回答では、いろいろむずかしい解釈があるようだが、これまでの河川法との違いがあるなら教えてほしい。

私的に調べたところでは、現行法では、安定水利権に関しても無理であろうとのことであったが、このあたりも含めてどのように判断されるのか。

【回答】

県： 平成9年の河川法では河川の環境という話が大きく出ている。また、河川整備計画の中で住民の意見を取り入れることとなった。

その中で発電所という話があれば、河川環境はどうであるかについてしっかり議論することが必要となる。また、下流の関係者、関係河川使用者などの意見もしっかり議論され、判断されるものだと思う。

国： 平成9年の新河川法で環境を十分踏まえなさいということ。国の立場としては、地元や関係者の意向を十分踏まえた意見を聞きながら、しっかり判断していく必要があると思っている。

②専門委員会の提言について

専門委員会の提言に対し、県はどのような方針で行うのか。国・県・市が連携してやりなさいとなっているが、国は国で、フラッシュ放流を行い、中電は2トン放流を実施。県の指針が出ていないのに、実行が先行し、連携がとれていないと思うが県は、どう考えているのか。調整会議で県としての考えが出されていないのに、どうまとめるつもりか。

【回答】

県： 水質調査などのモニタリングについては、それぞれの管理者で役割分担し、情報共有しながら河川全川にわたり、実施している。もう少し、皆さん方にしっかり情報提供すべきだったと考えている。

国： 国・県・市で定期的な会合をもち、例えば、水質調査やフラッシュ放流をどうしていくかなど、連携して取り組んでいる。情報提供に関しては、9月に開催したモニタリング委員会の資料の中で、項目や調査地点等について公開している。

③中電の河川環境に対するこれまでの取組について

前回58年の確認書にも、再生可能エネルギーと河川環境の調和というようなことが書かれているが、川が汚れて困っている状況。中電は、この30年間、神戸川の河川環境問題に対して何をしたのか。このあたりをはっきりしていないと、今回の説明も信用できない。

【回答】

中電： 昭和58年以降、環境放流を実施し、八神・馬木で決められた流量を確保するよう努力してきた。いろいろご意見を伺っているが、もう少し、地域住民の皆さんとコミュニケーションをとるべきであった。ルールは守ってきたつもりではあるが、対話が欠けていた部分については、反省点と思っている。

④環境放流量最大2トンについて

来島ダムからの放流が2トン限度と2トン以上では大きな違い。以前聞いた時には、2トン以上流すことは可能との話が出たが、今になって説明会では、設備構造上、安全性からいって、配管内の流速をもとに、最大2トンとの回答であり、不信感がある。これまでの協定書、覚書、確認書等は守っているということなら、このことは検証すべき事項の一つと考えている。

【回答】

中電： 構造上2トンを上限とするということで、回答させていただいた。水圧や配管の曲り、流速等を総合的に考えて、配管内の流速10m/sから設計されており、バルブで絞ってその流量を保っている状況。

⑤魚道の閉塞について

窪田・乙立の魚道閉塞については、経過的には漁業補償契約がされているが、下流の維持水量が維持できないという現象が起こる。これは、魚道だけの話ではすまないと思うが、中電はどう考えているか。

【回答】

中電： 覚書を確認し、神戸川漁協と協議の上で、措置したもの。調整会議において流量が少ないとの話もあり、試験的な増放流を実施しているところ。いろいろ皆さんのご意見を伺いながら運用すべきであったと考えている。

⑥量水施設の設置について

昭和29年の命令書に6地点で量水施設をなすこととなっているが、この中で、堰堤下流1箇所と、神戸堰堤にはないはずである。命令書が守られていない。

【回答】

中電： 神戸堰については、不明である。堰堤下流については、丸山に水位観測所を設置している。

⑦命令書に沿った運用について

中電の回答書について、命令書違反等にならないのか点検等いただきたい。

- ・最大取水量15トンを越える取水について（回答項目1. 1）
- ・かんがい期における来島ダムの運用（回答項目4. 3）

【回答】

中電： 命令書に確保すべき流量として5トンという数値が記載していなかったなど、回答させていただいたところ。現在の感覚からみて、放流量等については、少ないという面もあったのではないかと考えているところ。

⑧その他

提供されたデータを精査し、浮かんできた疑問点について質問しているところ。県、市も認可した立場として、十二分に検証をしていただくと共に、この調整会議のなかでも、本当にどうなのか、検証・整理してまた報告なりいただきたい。

○ 片寄 巖（副会長：神戸川漁協組合長）

①黒っぽい水について

今回、水が多くあった時に、黒っぽい水が出たが、来島ダムから出たにしても、志津見ダムでかなり希釈されたものが下流に出るのではないかと考えている。このため、両ダムの因果関係等についても、検証してもらう必要があると思う。

また、今回、特に橋波で川の石が黒くなったということであり、石についての付着物も検査してほしい。

【回答】

国： モニタリング委員会では、志津見ダムに入ってくる水と、それより下流の水との比較を行っている。今回も八神と志津見ダム下流で採水しており、今後もやっていく考え。結果はわかり次第説明する。

石の付着物については、9月以降やっていなかったが、今後迅速に調査を行い、その結果は報告する。

②水利使用許可期間について

昭和57年11月の来島ダム水利管理委員会の記録で、中電から、命令書違反がない限り、施設が存在すれば、許可期限が切れても更新すればよいとの回答がされているが、現在も同じ姿勢か。

【回答】

中電： 当時の発言は、河川法の解釈について述べたものだと思う。今、こうしていろいろな皆様のご意見を伺っており、環境と発電の両立を末永く図っていききたいというのが我々の考え。

③江の川の分水について

江の川の土師ダム（広島県）で工業用水、上水の目的で広島へ分水し、当時県が広島から補償をもらい、江の川流域の住民もそれなりの補償を受けたとのことだが、実際はどうか。我々は、全く聞いていない。

【回答】

県： この件について、詳細についてはよくわからないが、水は限られた資源。利用目的や、下流の塩分遡上の問題や、他の水利使用者等との調整のうえ、分水が行わ

れていると考える。

④国への要望書について

志津見ダム、放水路の完成に伴い発生するだろうと思う12項目ぐらいの問題点を投げかけたが、回答がない。先般、放水路の補修事業を実施されたが、説明が全くなかった。河口閉塞等の問題も検証材料にしっかりと入れてほしい。

【回答】

国： 要望書に関しては、早急に確認しご説明したい。放水路の補修、河口閉塞については、改めて説明したい。

⑤季節による水量の違いについて

かんがい期と非かんがい期で、企業の営業本位で流量が違うということに関して、生態系にとっては大きな影響を受けると思うが、中電としてどう考えているか。今後も非かんがい期には、水量を減らして発電に多く使うという考えか。

【回答】

中電： そういったご意見も踏まえて、今後の調整会議で提案させてもらいたい。

〈まとめ〉

- ・本日の調整会議で回答できなかったところ、わかりづらかった点は、文書によりていねいな説明を行なう。中電にもお願いする。
- ・分水問題は別として、まず、行政なり中電を含め、連携をしっかりととりながら、情報共有し、きちんと丁寧な説明を地域の方々に行うとともに、声を聞くことをきっちりやっていく。

(3) 今後の調整会議について

- ・中電において、前回調整会議の議論をふまえた提案を検討しているところ。次回の会議は、中電の作業状況をふまえ、幹事会とも調整し、時間をかけないよう実施する方向で調整する。